

＜公募株式投資信託の課税上の取扱いについて＞

個人のお客様へ

お取引等	課税対象	課税上の取扱い
収益分配金	普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当所得として20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%および住民税5%)の税率で源泉徴収が行われます。 ※原則として確定申告は不要ですが、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
解約及び償還	差益(譲渡益) ※解約価額及び償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税相当額を含みます。)を控除した利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡所得として20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%および住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。 ※「源泉徴収あり」特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および住民税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要)が行われます。

- ・ 適用される税率は以下の日が基準となります。

	「源泉徴収あり」特定口座	「源泉徴収なし」特定口座	一般口座
収益分配金	収益分配金の交付日 ※収益分配金の受入をしていない場合は決算日	決算日	決算日
譲渡益	解約・償還金の受渡日	解約・償還金の受渡日	解約・償還日

(参考)

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

・ 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について

NISAを利用することにより、毎年120万円を上限として新規購入分を対象に、その配当所得及び譲渡所得等を最長5年間非課税にすることが出来ます。なお、ご利用にあたっては下記の点にご留意ください。

※NISAのご利用には、非課税口座の開設及び非課税扱いとする期間の非課税管理勘定設定が必要です。また、既に課税口座で保有している投資信託はNISA口座に移管出来ません。

【NISA口座での取引に関する留意事項】

- ・ NISA口座での損失は税務上ないものとされます。NISA口座で生じた譲渡損失は他の課税口座(特定口座・一般口座)の配当所得及び譲渡所得等と通算することは出来ません。また、損失の繰越控除も出来ません。
- ・ 利用しなかった非課税枠の翌年以降への繰越は出来ません。また、売却しても一度使用した非課税枠の再利用は出来ません。
- ・ 元本払戻金(特別分配金)は、元々非課税(課税対象外)であるため、NISAのメリットを享受することが出来ません。
- ・ 分配再投資型の公募株式投資信託については、その収益分配金の支払いによる再投資についても年間の非課税投資額に算入されます。また、スイッチング取引については、購入取引部分が年間の非課税投資額に算入されます。

法人のお客様へ

お取引等	課税対象	課税上の取扱い
収益分配金	普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当所得として15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率による源泉徴収が行われます。 ※源泉徴収された税金は、所有期間に応じ法人税から控除される場合があります。
解約及び償還	個別元本超過額	

- ・ 収益分配金については決算日、解約時および償還時の個別元本超過額については解約・償還日が税率の基準日となります。
- ・ 買取請求の場合は、上記と異なります。
- ・ 益金不算入制度の適用の可否については、銘柄により異なりますので、目論見書をご確認いただくかお取引店にお問合せください。

*上記は平成28年1月1日現在のものです。税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

*確定申告を行う場合には、「特定口座年間取引報告書」、「取引報告書」、「収益分配金のご案内」、「収益分配金再投資のご案内」等が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。